

円山動物園チンパンジー館自動ドア装置部品更新業務仕様書

1 業務概要

- (1) 本業務は、札幌市円山動物園チンパンジー館の自動ドア装置部品の更新を行うものである。
- (2) 本業務の実施に当たり、作業上の安全対策はもちろんのこと、園内動物の状態によっては作業を中断又は中止する場合や、動物の妊娠・出産に伴う作業中断等にも柔軟に対応できる体制を構築すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、本仕様書による他、関係法令を遵守し、併せて本市担当職員の指示による。

2 業務実施期間

契約書に示す日から平成30年9月30日まで

3 業務対象施設

札幌市円山動物園

札幌市中央区宮ヶ丘3番地1

4 業務内容

- (1) チンパンジー館自動ドア装置部品更新

別紙図面に示すチンパンジー館のナブコシステム製の動物用特殊自動ドア1台の一部の部品更新を行う。

更新部品は、ドアエンジン(DS-150型)、コントローラー(R-N150型)、電源装置付配線モジュール(NET-DS)、取付ブラケットセット(SKD-2)閉信号出力可能電気錠本体(SKD-2US)および電気錠制御器(KD-2S)とし、上記部品の取り換えを行う。

ただし、開・閉・停止手動作動ボタン、上下動作用連動チェーン、チェーン用連結ギヤー、扉動作用調整バランス、特注連結機構および電気錠金物については既存品を使用するので、前述の更新対象部品一式を交換し、自動ドアが正常に動作するように調整し、納入すること。

更新部品に関して同等品の使用は可とするが、同等品を使用する場合には事前に仕様等を明記した書類を担当者に提出し、確認をとること。

部品更新による動作不良に関しては、すべて受託者の負担とし、別途

部品交換費が発生した場合についても受託者の負担で行うこと。

作業は飼育動物の状態および天候によっては、当日の作業を中止する場合がありますので、担当者に確認の上、作業を行うこと。

(2) 共通項目

機器の設置・固定においては図示によるほか、最適な方法により強固に固定するものとする。

固定方法については事前に委託者と協議の上、決定することとする。

機器等に塗装する場合には、塗色は委託者の指定色とする。

作業時等の受託者の瑕疵により、設置後に部材から早期に錆の発生や腐食等が見られた場合は、受託者の責により補修を行うこと。

5 業務実施における一般事項

(1) 作業員は腕章等を着用し、本業務の業務員であることが判別できると。

(2) 園内は指定場所を除き、禁煙である。

(3) 盗難、火災等の発生に注意すること。

なお、異常を発見した場合には、本市担当職員に報告すること。

(4) 拾得物を発見した場合は、ただちに委託者に届け出ること。

(5) 受託者の負担の範囲

ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。

イ 交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。

(6) 安全の確保について

作業の実施にあたって、通行者や車両等の事故防止に努めるとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。

(7) 作業実施について

作業実施に伴う騒音や振動等により、飼育動物や来園者への影響が心配される場合には、予め委託者に指示を仰ぐこと。また動物の出産等により一時的に作業を中断することもある。

(8) 車両の入構について

園内に入構する作業車両は、車両番号や車種、運転者、運転者連絡先が分かるように表示し、予め委託者の許可を受けること。園路等の通行については、来園者や園内他工事との調整が必要となるので、委託者と十分協議を行ってうえで行うこと。

(9) 備品等の破損事故

業務の実施にあたっての備品及び設備、掲示物等を棄損し、または棄損箇所を発見した場合は、ただちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとらなければならない。

6 環境負荷低減事項

(1) 共通事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

(2) 施設内作業業務

ア 燃料・電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。

(3) 運搬等自動車を使用する業務

ア 極力低公害自動車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。

イ アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に務めること。

7 提出書類

契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。

(1) 業務着手届

(2) 作業工程表

(3) その他、委託者の指示するもの

業務が完了した時は、ただちに業務写真帳及び完了届を提出すること。

8 その他

本業務の実施に関する疑義については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理すること。